⑺　本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　当該技術者は、平成７年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の経験を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、同種工事については、上記２の⑹の要件と同じであるが、上記２の⑹で記載した工事と同一のものでなくともよい（会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も対象とする。）。

また、平成17年４月１日以降に完成した公共工事であっては、工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

②　主任（監理）技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号に該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「土木」とする。

また、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（土木）及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者又は建設業法第15条第２号で定める者であること。

③　主任（監理）技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認申請書受付日以前に３ヶ月以上あること。なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。

④　主任（監理）技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

⑤　主任（監理）技術者は、申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。

⑻　本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。

⑼　申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、経理課長から「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　公共機関が発注した工事で土木一式工事に属するもののうち、上記２の⑹の②に定める期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑾　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（詳細は入札説明書による。）

⒀　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為の有無　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不正行為による指名停止、虚偽の技術資料の提出等

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の有無

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない等の有無

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等の有無

⒁　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、経理課長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒂　提出された資料等（入札説明書による）が適正であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　技術提案

②　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「加算点」の最高点を30点、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。

②　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴の①について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に30点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

③　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングにより、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

なお、「施工体制評価点」の評価結果に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋加算点＋施工体制評価点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ　技術提案が、発注者の予定している要求要件（標準案）を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記３の⑶の①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。なお、詳細は入札説明書による。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに減ずることとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8950 東京都千代田区霞が関一丁目２番１号　農林水産省大臣官房経理課営繕総括班営繕契約係　高山　勉　電話03―3591―7390

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成22年５月26日から平成22年８月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。

②　交付場所　上記４の⑴に示す場所にて無償で交付する。

⑶　申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成22年５月27日から平成22年７月１日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。

②　提出場所　上記４の⑴に示す場所

③　提出方法　持参又は書留郵便（ただし受付期間内必着のこと）により提出すること。なお、提出期限以降における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。

⑷　提出部数　３部（正１部、副２部）